

SAGA2024有田町実行委員会専門委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、SAGA2024有田町実行委員会会則（令和3年8月31日施行）第13条第4項の規程に基づき、SAGA2024有田町実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第2条 専門委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役 員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
 - (2) 副委員長 若干名
- 2 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからSAGA2024有田町実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第4条 専門委員会の会議は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 専門委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 専門委員会が必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部 会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委 任)

第6条 この訓令に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、当該委員会の委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること 4 町民協働に関すること。 5 歓迎、接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技会に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事、衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 輸送、交通に関すること。 2 消防防災、警備に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 	左記付託事項のうち、事業の実施に関すること。